

薬生食輸発0728第1号
令和4年7月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産牛肉(内臓を含む。)の取扱いについて

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記施設の処理したオーストラリア産牛内臓(舌)から腸管出血性大腸菌O157が検出されたことから、当該施設で処理されたオーストラリア産牛肉(内臓を含む。)の輸入届出された場合には、貨物保留の上、輸入者に対し腸管出血性大腸菌に係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

STANBROKE BEEF PTY LTD. (EST 203)